

改正入管難民法施行30年

日系外国人 不安消えず

「日系人」の在留資格を創設した1990年の改正入管難民法施行から、1日で30年を迎えた。県内では西部を中心にブラジル人など南米系外国人が定住者

として地域に根を張り、行政の外国人共生施策も一定の進展が見られた。だが今年、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う景気減速で失業者は増加傾向。雇用や生活不安が依然払拭(ふっしょく)されていない現状が、改めて浮かび上がった。

コロナ禍 雇用、家計を圧迫



外国人支援窓口で仕事の相談をする日系ブラジル人女性(左) 115月下旬、浜松市中区の市多文化共生センター

県内、日本語教育が鍵

外国人財 しずおか

県内最多の約1万人のブラジル人が住む浜松市。「生活のためにアルバイトの仕事を増やしたい」。日系ブラジル人女性(58)は5月末、同市中区の市多文化共生センターの就労支援窓口で職員に相談した。派遣先の工場の

1990年以降の外国人関連の主な施策	
1990年	日系人(2・3世)らに定住者の在留資格を与える改正入管難民法が施行(6月1日)
93年	外国人技能実習制度創設
2001年	外国人集住都市会議発足(浜松市など全国13市町)
08年	リーマン・ショック ブラジルへの日本人移民100周年で記念行事
18年	日系人(4世)の国内就労を限定付きで認める在留制度開始
19年	「特定技能(1・2号)」の在留資格を創設した改正入管難民法が施行(4月)

稼働減で5月の給料は4月の半以下に。食費を切り詰めるを得ない日々を送る。妻が日系人で定住者資格を持つブラジル人男性(48)は、1カ月前にバス運転手の仕事を失った。政府の特別定額給付金10万円は生活費に充てる予定で、「給付はありがたいが、とにかく働きたい」。ハローワークで新たな仕事を探す。

10年以上前から日本で暮らす人々には派遣切りの嵐が吹き荒れた。2008年のリーマン・ショックの記憶が生き残る。同市西区の日系ブラジル人カワイ・サナエさん(40)は当時、愛知県の自動車関連工場から解雇され、飲食店や清掃のアルバイトでしのいだ。

この30年、多くの外国人が製造業などの現場で非正規の派遣労働者として働き、「雇用の調整弁」とも言われた。カワイさんは「工場労働だけでなく、専門的な分野で働くための勉強の機会を与えてほしい」と望む。

「定住前提に政策を」

県内のブラジル人は2018年末で約2万8千人。1990年の改正入管難民法施行を境に急増し、2007年に約5万2千人とピークを迎えたが、09年には約4万2千人に急減した。08年のリーマン・ショック後、国が失業者を対象に1人30万円の帰国旅費を給付する帰国支援事業を実施し、全国で約2万人が同事業で帰国した。静岡文化芸術大の池上重弘教授(多文化共生論)は主に90年代生まれの「第2世代」が国内で進学、就職している状況を踏まえ「国内定住化は確実に進んでいる。新型コロナウイルスの影響で雇用情勢が悪化しても、今回は帰国者は増えない」とみる。教育の充実、介護や農業など製造業以外への就労支援、来日第1世代の高齢化への対応などを課題に挙げ「日本社会の担い手として活躍してもらうため、定住を前提にした全世代的な政策展開が必要」と提言する。